

令和2年度教職員自主的研究推進事業実施要項

1 目的

教職員で研究グループをつくり、自主的・主体的に研究を行い、学習指導、生徒指導及び学校業務に関する新たな課題の発見や指導方法、課題解決の方策等、専門的な研究推進に向けた活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上に資する。

2 対象とする研究テーマ

学習環境、生徒指導、授業に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を教職員がグループ活動として自主的に行うものであって、本県の教育の発展に寄与するものでなければならない。

また、関係法令（地方公務員法、教育公務員特例法等）により制限または禁止されている政治的活動及び宗教活動等であってはならない。

3 対象グループ

県内公立学校に勤務する県費負担教職員及び県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）をもって組織する研究グループで、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 具体的なテーマを設定して研究すること。（研究の継続性を考慮し、同一グループの同一テーマでの研究は3年間認める。）
- (2) グループは、資質の向上の観点からも、必ず経験年数の浅い教員を含めた5名以上の教職員で構成すること。（原則、複数校のメンバーで構成）
- (3) 研究成果を年度内にまとめるとともに、県教育委員会が定めるホームページに掲載すること。

4 研究グループの認定

- (1) 研究グループ活動の認定を受けようとするグループの代表者は、令和2年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱で定める補助金交付申請書（様式第1号）及び別記に「教職員自主的研究推進事業実施計画書」（様式1）を添付し、県立学校においては学校長、市町組合立学校においては学校長、市町組合教育委員会及び教育事務所を經由して、別途通知する日までに兵庫県教育委員会事務局教職員課長（以下「教職員課長」という。）へ申請すること。

※補助金交付申請書（様式第1号）の事業の着手・完了予定年月日は、次のとおりお願いします。

事業の着手予定年月日 令和2年5月20日

事業の完了予定年月日 令和3年1月29日

- (2) 教職員自主的研究推進事業に関する研究グループの認定については、教職員課長の委嘱を受けた「教職員自主的研究推進事業に関する研究グループ選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が評価し、教職員課長が決定する。
- (3) 教職員課長は、選考委員会の決定結果を研究グループの代表者に通知する。（全40グループ）
なお、補助金交付決定通知書については、県立学校は、県教育委員会教職員課から、市町組合立学校は、教育事務所から研究グループの代表者に送付する。

5 研究推進の留意点

- (1) 認定を受けた研究グループの代表者は、研究テーマ、研究計画、活動状況報告を県教育委員会が定めるホームページに掲載すること。
- (2) 各研究グループは、保護者や児童生徒、地域の人々等を交えて研究したり、研究成果を学習指導や生活面に関する指導等に生かしたりするよう努めること。
- (3) 各研究グループの代表者は、教職員間の研究ネットワークの構築に向け、複数の学校のメンバーで研究を進めるなど、研究テーマ、研究活動について、電子メール等を用いた情報の共有化に努めること。

- (4) 認定を受けた研究グループは、県教育委員会の求めに応じ、月刊「兵庫教育」等に研究内容、成果等を掲載したり、研修会等で発表を行ったりすること。

6 推進事業補助金

認定を受けた研究グループには、その研究活動の促進を図るため、次により研究活動補助金を交付する。

- (1) 1グループについての推進事業補助金は50千円の範囲内とする。
(2) 推進事業補助金は、研究活動に要した講師謝金・調査旅費・図書購入費・消耗品費・印刷製本代・通信運搬費及び会場借上料に充てるものとする。備品は補助対象となっていない。

なお、インターネットショッピングで購入する場合等で購入した代金に応じてポイントがつく場合は、対象経費とならない。

7 活動報告書等の提出

研究グループは、下表により活動状況及び研究結果を教職員課長へ提出すること。

	研究結果
提出様式	・補助事業実績報告書（様式第10号） ・教職員自主的研究推進事業実績報告書（様式2）※添付書類 ・研究報告書 2部（研究の成果をまとめたもの：任意様式）
提出期日	2月26日（金）

なお、提出にあたっては、4(1)と同様の方法とすること。

※ 補助事業実績報告書（様式第10号）は、Wordデータでの提出

※ 教職員自主的研究推進事業実績報告書（様式2）は、原本及びWordデータの両方を提出

8 補助金の返還

令和2年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱 第16条による

9 研究成果の活用

県教育委員会は、研究活動の成果が多くの県民及び県教育行政に反映されるように努める。そのため、保護者・児童生徒に直接関係する研究は、保護者・児童生徒に呼びかけ、ともに研究したり、研究成果発表会等の場を設けたりするなど工夫する。

また、研究の成果物（研究報告書・実績報告書）は、多くの教職員が活用できるよう、月刊「兵庫教育」や県ホームページに公開し、県内の教職員がいつでもネットワークを通して学習指導や生活面での指導等に活用できるようにするとともに、県立教育研修所等で行う研修での材料として活用したり、研究グループの構成員を各種研修会の講師等として招聘したりする。

10 補 則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教職員課長が別に定める。